

令和5年4月26日

米子地区学生の皆様へ

医学部長

『新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針（米子地区）』
等の廃止について

米子地区学生の皆様には、日頃より、新型コロナウイルス感染防止に努めていただきありがとうございます。

5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」へ変更されることをうけ、5月8日以降は米子地区で定めておりました以下の事項について廃止します。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針（米子地区）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動指針（米子地区）
- ・学校保健安全法（感染症）に準ずる特例による欠席の取扱いについて
- ・鳥取大学医学部における COVID-19 関連対応マニュアル

学生の皆様におかれましては、5月8日以降につきましても、政府、鳥取県等から発出される情報を参考にして、各個人が必要な場面に応じて感染防止対策を行っていただきますよう、お願いします。

なお、本学部附属病院にて実習を行う学生については、別で定める「医学生のための感染対策ガイドライン」に従ってください。

併せて、各担当部署から個別に感染防止対策についての指示がある場合は、その指示に従っていただきますよう、お願いします。

また、陽性者になった場合の出席停止等の取り扱いについては、別途お知らせします。

【本件に関する問い合わせ先】

米子地区事務部学務課学生係

TEL:0859-38-7100

e-mail:me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp